

仕 様 書

1 業務名

令和 6 年度札幌市自転車等駐車場他消防用設備等点検業務

2 業務内容

本業務は、札幌市が管理している自転車保管場所及び自転車等駐車場の消防用設備について、専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態に資することを目的として、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じた保守を実施するもの。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日まで

4 点検場所（位置図は別紙のとおり）

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 北 1 東 15 自転車保管場所 | 札幌市中央区北 1 条東 15 丁目 1-1 |
| (2) 苗穂駅南口自転車等駐車場 | 札幌市中央区北 3 条東 11 丁目 |
| (3) 麻生駅麻生 6 丁目自転車駐車場 | 札幌市北区麻生 6 丁目 834-42 |
| (4) 北 12 条駅自転車等駐車場 | 札幌市北区北 12 条西 4 丁目 1-2 |
| (5) 平和駅北郷自転車等駐車場 | 札幌市白石区北郷 1 条 13 丁目 7-1 |
| (6) 福住駅第 1 自転車等駐車場 | 札幌市豊平区月寒東 1 条 13 丁目 4-5 |
| (7) 地下鉄琴似駅第 1 自転車等駐車場 | 札幌市西区琴似 2 条 4 丁目 3 |
| (8) 新札幌駅第 4 自転車等駐車場 | 札幌市厚別中央 1 条 6 丁目 |
| (9) 手稲駅北口自転車駐車場 | 札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 320-7 |

5 点検設備

次の各設備を点検し、詳細については「消防用設備等一覧表」による。

(1) 屋内消火栓設備※

※屋内消火栓の凍結防止のため、点検後は弁を手動で開放し、確実に水抜きを行うこと。

- (2) 消火器設備
- (3) 自動火災報知設備
- (4) 連結散水設備
- (5) 誘導灯及び誘導標識
- (6) 非常用電源専用受電設備
- (7) 排煙設備
- (8) 配線

6 点検実施時期

下記の時期に実施すること。なお、日程の詳細については、委託者と別途打ち合わせの上決定すること。

- (1) 1回目：令和6年9月（総合点検・機器点検）
- (2) 2回目：令和7年2月（機器点検）

7 業務主任

- (1) 受託者は業務の履行にあたり業務主任を定め、業務主任・副業務主任指定通知書（任意様式）を業務開始までに委託者に提出すること。また、業務主任を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務主任は業務従事者に作業内容及び指示事項を伝え、その周知徹底を図ること。
なお、業務主任は業務従事者を兼ねることができる。
- (3) 業務主任は、業務の経験、知識を有し、業務の全体を管理できる者であること。
- (4) 業務主任は、消防設備士又は消防設備点検資格を有する者であること。
- (5) 受託者は、業務主任が上記（4）の資格を有する者であることを証明する書類等を業務開始前までに委託者に提出すること。

8 業務計画

それぞれの点検実施日程については、委託者と協議のうえ決定し、点検実施日決定後、業務日程表を委託者に事前に提出すること。

JR 手稲駅北口自転車等駐車場の点検に当たっては、事前に作業予定日時を手稲区土木センター管理係（電話：011-681-7411）まで連絡すること。

9 提出書類

次のとおり提出書類を作成し、委託者まで提出すること。

	名 称	様 式	提 出 日	備 考
①	業務主任・副業務主任指定通知書 （氏名、資格）	任意	業務着手時、速やかに提出	上記7(1)の とおり
②	消防設備士又は消防設備点検資格の免状の写し	—	業務着手時、速やかに提出	上記7 (4)(5)の とおり
③	作業員名簿 （氏名、資格）	任意	業務着手時、速やかに提出	
④	業務日程表	任意	業務着手時、速やかに提出	

⑤	保守管理体制表 (統括責任者・業務主任・副業務主任等の氏名、連絡先)	任意	業務着手時、速やかに提出	
⑥	業務報告書 (点検対象設備、不良個所の有無及び処置等)	任意	1回目の総合点検・機器点検の実施後、及び2回目の機器点検の実施後	
⑦	完了届	様式1	1回目の総合点検・機器点検の実施後、及び2回目の機器点検の実施後	
⑧	鍵返還書	任意	業務終了後、速やかに提出	
⑨	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告	—	総合点検終了後に所管消防署に提出	
⑩	事故報告書	任意	事故及び故障等があったとき 場合、その処理・修復後に提出	下記13(2)の とおり

10 契約金額の支払い

契約金額の支払いは分割払い(年2回)とする。支払比率は契約書別表のとおり。

11 除外事項

- (1) 新設及び移設工事
- (2) 盤外配線工事
- (3) 委託者の不注意または不適当な使用管理により生じた修理または取替工事
- (4) その他、委託者が認める事項

12 環境配慮

受託者は、当該点検業務の実施にあたり、環境に与える負荷について配慮すること。特に次の事項について実行に努めること。

- (1) 自動車利用の抑制
走行ルート短縮化等
- (2) エコドライブの推進
アイドリングストップ、エアコンの使用抑制、不必要な貨物を積載しない。
- (3) グリーン購入の推進
環境に配慮した製品等の購入等
- (4) 省エネルギーの推進
省電力製品の利用等
- (5) 廃棄物の発生、排出抑制、再利用、再生利用、適正処理

使い捨て商品の利用抑制、ゴミ分別の徹底、不要となった紙類の資源化等
(6) 環境法令の遵守

13 その他

- (1) 点検場所の図面は契約締結後に委託者から交付する。
- (2) 業務の遂行にあたって、受託者の瑕疵により生じた事故及び故障等は、受託者の責任をもって処理・修復等を行うこと。なお、その際は事故報告書を提出すること。
- (3) 受託者は業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (4) この業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (5) 本仕様に定めのない事項については、委託者、受託者双方協議の上、決定する。

14 担当者

〒060－8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市建設局総務部自転車対策担当課駐輪対策係 安井

TEL (011) 211-2456

FAX (011) 218-5134

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

職 ・ 氏 名

印

名 称 令和6年度札幌市自転車等駐車場他消防用設備等点検業務

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を
可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

.....（以下、札幌市使用欄）.....

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人
については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名